

広島市規則 第46号

平成27年3月31日

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則（平成21年広島市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び六ふっ化硫黄」を「，六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素」に改める。

第3条第1項第2号イ中「別表第12」を「別表第13」に改める。

附 則

この規則は，平成27年4月1日から施行する。